

令和3年度施行
仕様書

役務名 清田区清田中央地区事業損失防止調査(その4)

札幌市建設局土木部

令和3年5月単価適用

位置図

S=1:10000



国道 36 号

業務箇所
(清田区清田6条3丁目)

羊ヶ丘通

清田南公園

業務名：清田区清田中央地区
事業損失防止調査(その4)
業務箇所：札幌市清田区清田6条3丁目

役務名 清田区清田中央地区事業損失防止調査(その4)

一金	総委託費	_____	円
	設計委託費	_____	円
内訳	消費税等相当額	_____	円

役 務 説 明

1 役務の概要

本調査は、清田中央地区地下水位低下管渠の設置工事が周辺環境に与える影響を検証するため、下記の環境調査を実施するものである。

- ・ 木造建物A (70m2未満) ～事前調査 5棟 (屋外及び屋内調査)
- ・ 木造建物A (70m2以上～130m2未満) ～事前調査 46棟 (屋外及び屋内調査)
- ・ 木造建物A (130m2以上～200m2未満) ～事前調査 12棟 (屋外及び屋内調査)
- ・ 木造建物A (200m2以上～300m2未満) ～事前調査 2棟 (屋外及び屋内調査)

2 履行場所

札幌市清田区清田6条3丁目

3 履行期間

契約締結日から令和4年3月18日までとする。

4 図面

別添のとおり (設計図面1枚)

5 仕様書等

札幌市土木設計業務共通仕様書、「事業損失防止調査要領(別途配布)」、及び特記仕様書による。
 なお、役務の実施に際して、疑義及び定めのない事項が発生した場合は、監督員と協議のうえ決定するものとする。

6 着手

受託者は、本役務を実施するにあたり、役務着手前に役務内容の詳細について本市と十分協議し、次の書類を提出するものとする。

- (1) 着手届
- (2) 役務日程表 (役務履行計画書)
- (3) 主任技術者指定通知書及び経歴書

7 完了

受託者は、本役務の完了後、速やかに次の書類を提出するものとする。

- (1) 完了届
- (2) 仕様書等に定める書類

特記仕様書

(1) 一般事項

- ① 受託者は、この契約による業務を処理するに当って個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を守らなければならない。
- ② 受託者は、すべての関係者と日程を調整したのち、調査実施計画書を提出すること。
- ③ 第1回打合せ及び成果品の納入時に各1回打合せ行い、また中間時打合せを1回行う。
- ④ 報告書のまとめ方については監督員の指示によるものとし、提出部数はA4版製本1部、電子データ（CD-R等）2部とする。

(2) 建物調査

① 調査対象家屋

工事の影響範囲として考えられる家屋を本業務の対象とし、調査箇所図に示す。

- ・ 木造建物A（70m²未満）～事前調査 5棟（屋外及び屋内調査）
- ・ 木造建物A（70m²以上～130m²未満）～事前調査 46棟（屋外及び屋内調査）
- ・ 木造建物A（130m²以上～200m²未満）～事前調査 12棟（屋外及び屋内調査）
- ・ 木造建物A（200m²以上～300m²未満）～事前調査 2棟（屋外及び屋内調査）

② 調査方法及び項目

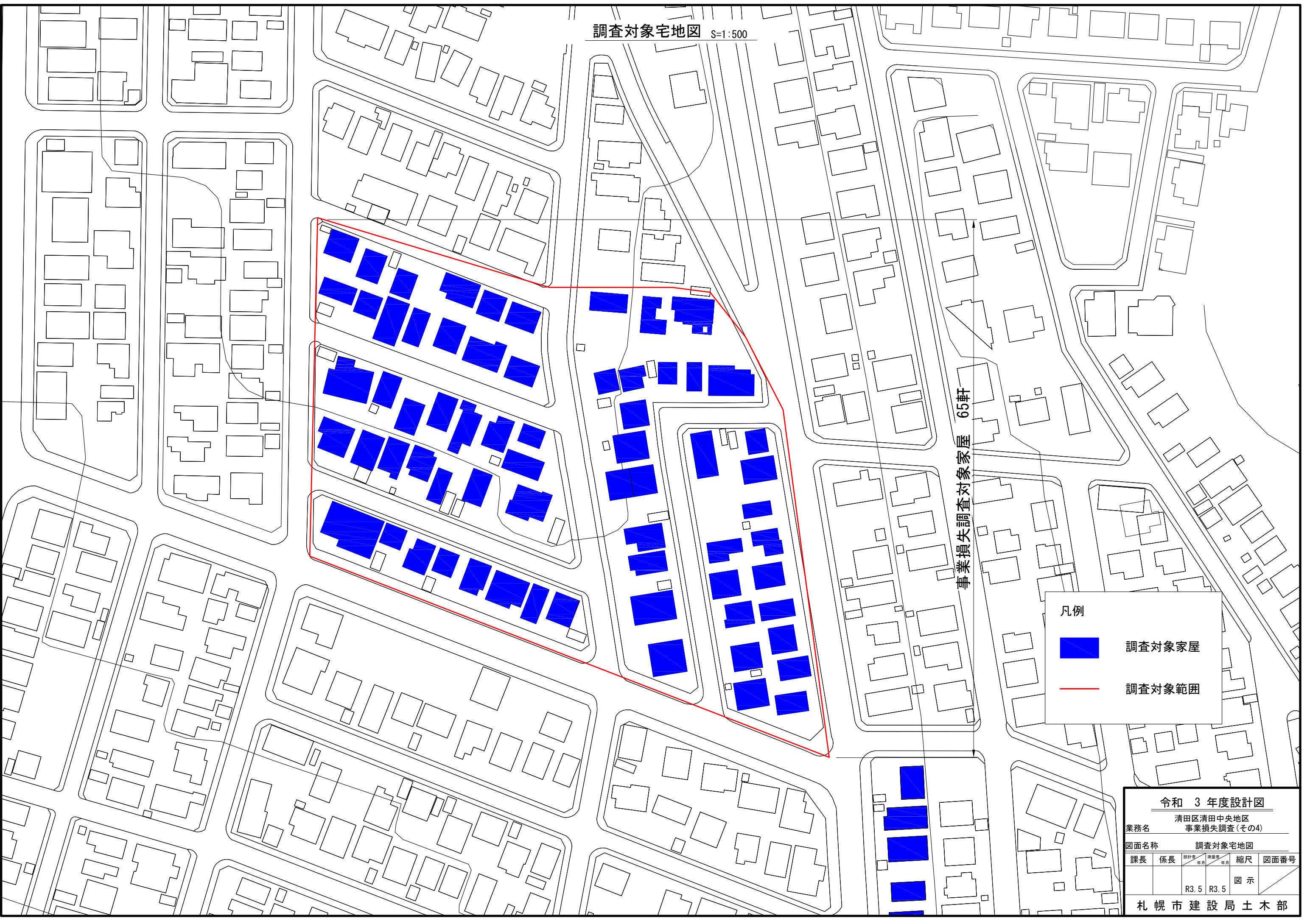
- a) 所有者（居住者）の立会いを原則とする。調査、立会いの同意が得られない場合は、その理由を付して監督員に報告し、指示を受けること。
- b) 建物調査員は補償コンサルタント登録規定（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）第3条第1号に規定する補償業務の管理を掌る責任者の者として事業損失防止部門に登録を行っている者、又は、発注者がこれと同等の知識及び能力を有すると認めた者とする。
- c) 調査時は2名以上で行動し、服装・言動については所有者等の心証を害することのないよう注意すること。
- d) 調査項目は視察調査・平面調査・傾斜調査・土台高測定・亀裂調査・写真撮影・スケッチ等とし、工事との因果関係が把握できるように資料を作成すること。

③ 調査結果

調査結果については、次の内容を成果品調査資料集に記載する。

a) 家屋調査票

家屋番号・所有者名・建物用途・建築概要・経過年数・調査面積・調査日を一棟ごとに記入した表を作成すること。



事業損失調査対象家屋 65軒

凡例

- 調査対象家屋
- 調査対象範囲

令和 3 年度設計図						
清田区清田中央地区						
業務名 事業損失調査(その4)						
図面名称 調査対象宅地図						
課長	係長	設計者	調査者	年月	縮尺	図面番号
				R3.5	R3.5	図示
札幌市建設局土木部						

別 記

「個人情報取扱注意事項」

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(注) 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略することとする。